

基本目標 4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動は、環境保全や資源の循環利用の面において様々な問題を引き起こしています。環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくために、ごみを出さない、再使用する、再生利用するという意識の向上と取り組みをすすめ、【ごみを減らすまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	935g 2018(平成30)年度	800g 2029(令和11)年度
リサイクル率	24.7% 2018(平成30)年度	30% 2029(令和11)年度

基本施策【4-1】 ごみ減量の推進

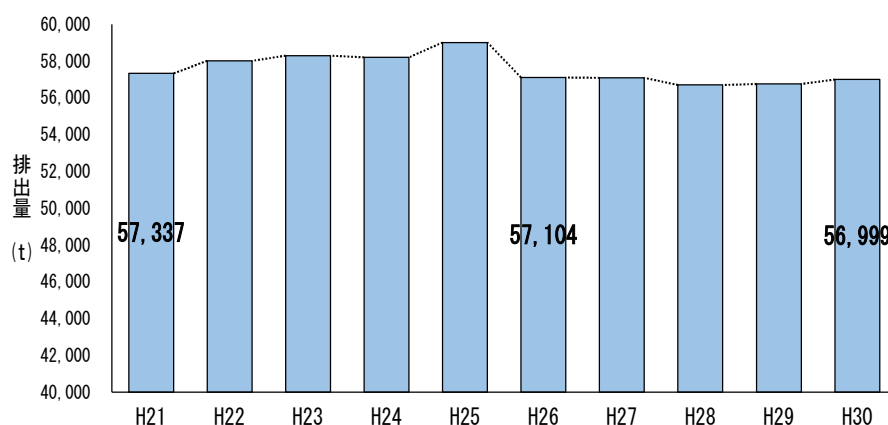
【ごみの総排出量】

産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物は、一般家庭の日常生活から生じる「家庭系ごみ」と、商店やオフィス、レストラン等の事業活動から生じる「事業系ごみ」に分けられます。

家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなど6種17分類を基本とし、ごみ処理施設に搬入されています。

事業系ごみは、事業者の責任において事業者自らまたは、収集運搬許可業者によりごみ処理施設に搬入されています。

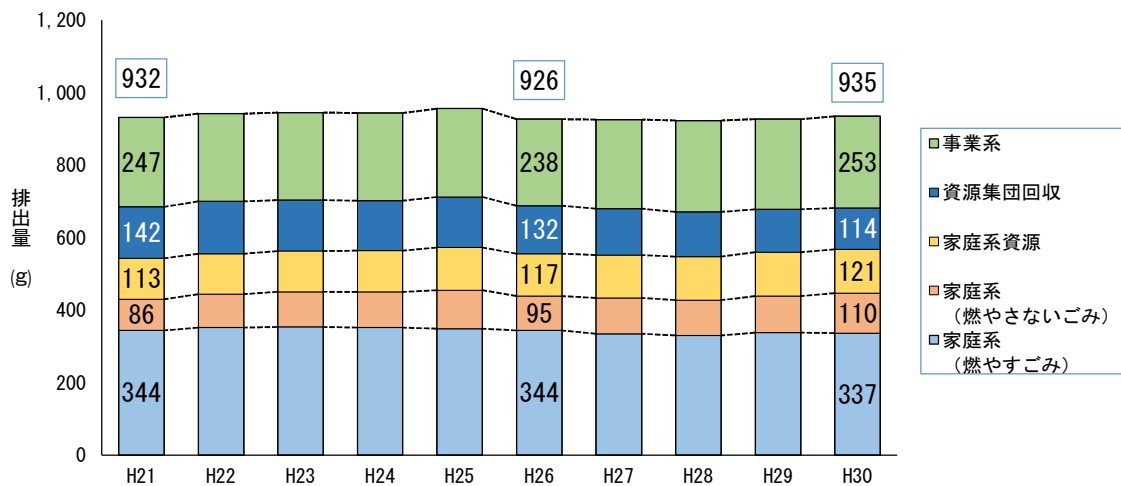
2018(平成30)年度のごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみ含む)が34,641t、事業系ごみが15,397トン、資源集団回収が6,961tとなり、総排出量が56,999tとなりました。2009(平成21)年度と比較すると、0.6%減少しています。2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



ごみの総排出量の推移 (帯広市清掃事業課資料)

【1人1日あたりの排出量】

帯広市の1人1日あたりの排出量は、2018(平成30)年度に935gとなっており、2009(平成21)年度と比較すると、0.3%増加していますが、過去10年間では、ほぼ横ばいで推移しています。



1人1日あたりのごみ排出量の推移（帯広市清掃事業課資料）

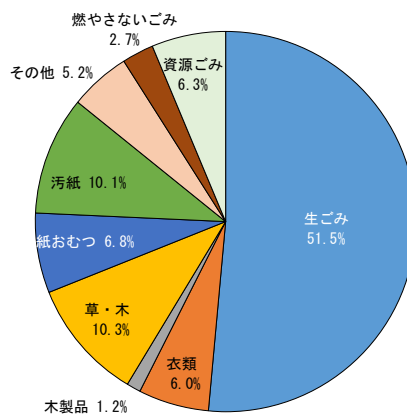
【家庭系ごみの組成分析】

家庭から排出される「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の組成分析結果(2016(平成28)年度から2018(平成30)年度までの3ヵ年の平均値)は、次のとおりとなっています。

・燃やすごみ

燃やすごみの組成割合は、生ごみの占める割合が最も高く、51.5%となっています。

次に草・木が10.3%となっています。

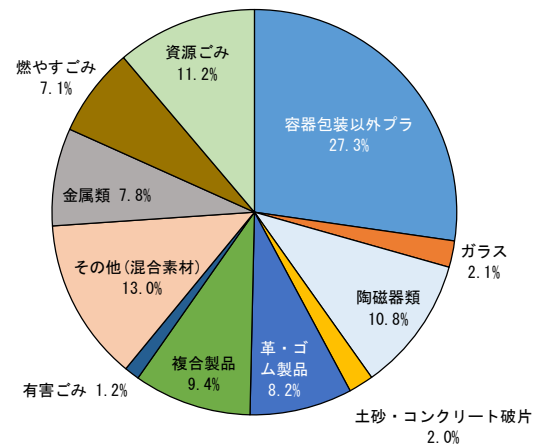


(帯広市清掃事業課資料)

・燃やさないごみ

燃やさないごみの組成割合は、容器包装以外のプラスチック類(プラスチック製品、おもちゃ等)が27.3%、その他(混合素材)が13.0%となっています。

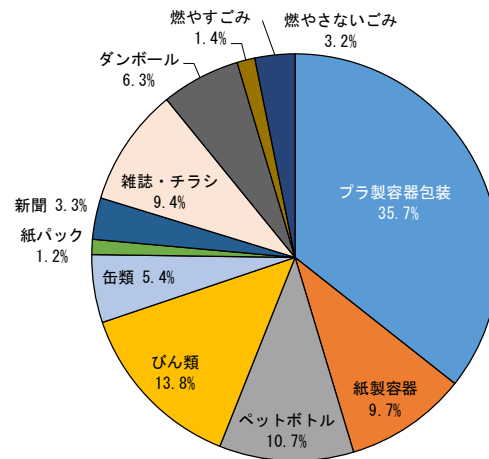
また、資源ごみの混入割合が11.2%と高くなっています。



(帯広市清掃事業課資料)

・資源ごみ

資源ごみの組成割合は、プラスチック製容器包装が35.7%、びん類(雑びん)13.8%、ペットボトルが10.7%となっています。



(帯広市清掃事業課資料)

廃棄物の減量化に加え、廃棄物を貴重な資源として有効活用していく観点から、従来の社会のあり方や、人々のライフスタイルを見直し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に向けた取り組みをすすめる必要があります。

＜今後の取り組み＞

○ごみの発生抑制と再使用等による減量化をすすめます

- ・「不要なものを購入しない」、「使い捨て商品の購入を控える」、「繰り返し使うことができる商品を購入する」など、ごみの排出抑制や再使用を心掛けることを大切にしたライフスタイルの定着を目指し、効果的な啓発活動等に取り組みます。

○生ごみの減量化に向け、支援や啓発等を行います

- ・「食品ロス」の削減がごみ減量の取り組みに大きな影響を与えることから、宴会五箇条の周知など食品ロス削減についての理解・関心を深めるとともに、実践に向けて情報提供や普及啓発に取り組みます。
- ・「フードバンク活動」など、企業と個人、行政が一体となり、まだ安全に食べることができるにも関わらず廃棄されてしまう食料を無償で提供する活動への支援などを推進します。

○資源集団回収への積極的な参加と利用を促進します

- ・集団回収や回収業者への支援等による回収体制や、回収品目の拡大についての検討等をすすめ、地域における資源集団回収の積極的な参加と利用を促進します。

○環境学習・教育等の場を提供します

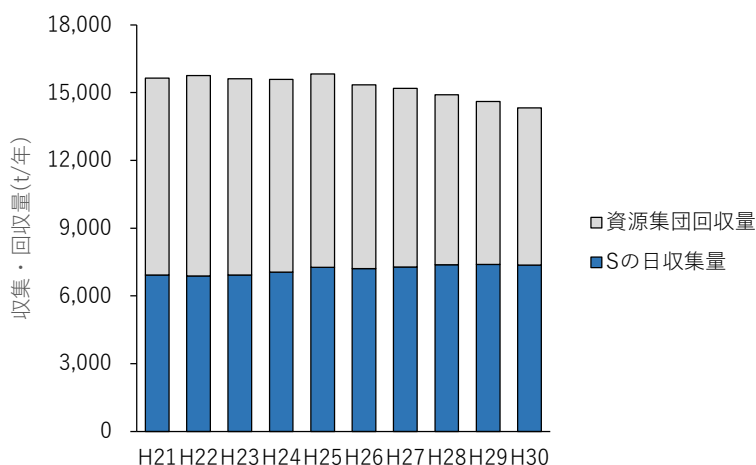
- ・子どもたちに対する環境学習・教育を実施していくとともに、ごみ懇談会等を通じて町内会や自主的な取り組みを行っている市民、事業者との情報交換や人材の育成等をすすめます。
- ・ごみ減量・資源化促進月間における市民参加型のイベント等を通じてごみ減量などに対する啓発活動に取り組みます。

基本施策【４－２】 資源循環の促進

【資源ごみの収集及び回収】

帯広市の資源ごみの収集・回収は、容器包装リサイクル法に基づき、1997(平成9)年10月から始まった帯広スタイル「Sの日」と、1981(昭和56)年度から資源回収モデル事業として開始した町内会等による「資源集団回収」の2種類があります。

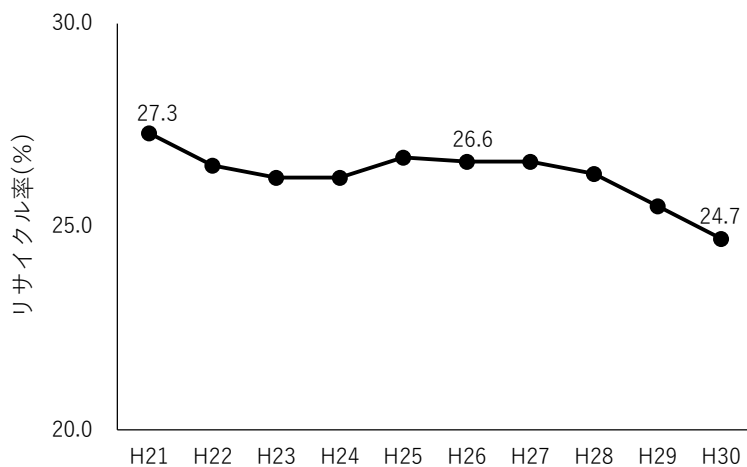
資源ごみの収集及び回収量は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、2014(平成26)年度からは徐々に減少し、2018(平成30)年度には14,321tとなり、2009(平成21)年度と比べると1,327t減少しています。



資源ごみ回収量の推移（帯広市清掃事業課資料）

【リサイクル率】

2018(平成30)年度のリサイクル率は24.7%で、2009(平成21)年度と比較すると、2.6%減少しており、過去10年間では、2013(平成25)年度にいったん増加したものの、全体的には概ね微減傾向にあります。



リサイクル率の推移（帯広市清掃事業課資料）

ごみの適正排出の徹底を図り、資源ごみを有効活用していくため、市民への意識啓発に取り組む必要があります。

＜今後の取り組み＞

○ごみの適正排出・適正処理の徹底を図ります

- ・分別パンフレットやごみコミュニティメールなどの各種広報媒体を活用した周知、清掃指導員による個別指導などにより、分別ルール of 徹底を図ります。

○資源ごみの再生利用を促進します

- ・再使用(リユース)ができないものでも、再生使用(リサイクル)や熱回収といった循環的利用が可能なものもあるため適正な分別に基づき、また、ごみとして出てしまうものでも適正な分別排出を促し、リサイクルを推進します。

○再生品の積極的な利用を行います

- ・再生品の利用は、資源循環のためには非常に重要であることから、帯広市においては、グリーン購入法に基づき率先して再生品の利用を行います。